長岡宮跡	昭和三十九年文化財保護委員会告示第十七号、昭和四十八年文部省告示第七十四号、昭和五十六年文部省告示第百四十五号、平成四年文部省告示第六十九号、平成十一年文部省告示第二号、平成十四年文部科学省告示第四十三号、平成十四年文部科学省告示第百八十号、平成十八年文部科学省告示第百十八号及び平成二十二年文部科学省告示第十八号	二六番、一七、五五番二、五七番一、七四番、五八番、五八番一、五八番五	京都府向日市鶏冠井町大極殿	
大安寺旧境内附石橋瓦窯跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和四十三年文化財保護委員会告示第十号及び平成十八年文部科学省告示第八号	一〇二番、一〇三番、一〇四番、一一〇六番、一一〇七番、一一〇八番、一一〇九番、一一一〇番、一一一二番	京都府綴喜郡井手町大字井手小字清水	
出雲国府跡	昭和四十六年文部省告示第二百十三号	四九四番二、四九四番四、四九七番二、四九八番、四九八番一、四九九番一、四九九番二、四九九番三、四九九番四、五〇〇番、五〇〇番一	島根県松江市大草町	
津田古墳群	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	一四七八番二のうち実測一五八・七〇平方メートル、一四八二番一のうち実測二〇八・五三平方メートル、一四八二番三のうち実測九二・九八平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県教育委員会及びさぬき市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	香川県さぬき市津田町鶴羽字鵜部	

高知城跡	昭和三十四年文化財保護委員会告示第二十九号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十一年文部科学省告示第百十九号	二四番二	高知県高知市丸ノ内一丁目	
日野江城跡	昭和五十七年文部省告示第百十二号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	一四三四番ロ	長崎県南島原市北有馬町戊字丸尾	
鹿児島紡績所跡	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十六号	九六八八番四のうち実測九五〇・六四平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び鹿児島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	鹿児島県鹿児島市吉野町	
旧集成館附寺山炭窯跡関吉の疎水溝	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号、平成二十五年文部科学省告示第四十五号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	九六九八番六のうち実測二六一・七五平方メートル、九六九八番一四のうち実測九・二八平方メートル、一一〇七一〇番六八のうち実測一二一・九四平方メートル、一一〇七一〇番七〇のうち実測三〇・六九平方メートル、一一〇七一〇番七一 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び鹿児島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	鹿児島県鹿児島市吉野町	
先島諸島火番盛	平成十九年文部科学省告示第三十七号	二六八番一のうち実測六一一九・五六平方メートル、二六九番一のうち実測一〇四四〇・四九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	沖縄県宮古島市平良字大神神垣原	

○文部科学省告示第三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文